

1. 概要

(1)定 員 40名 現 員 39名

(2)入所児童の年齢・性別(平成25年12月1日現在)

性別\年齢	幼児	小学生	中学生	高校生	合計
男	2	4			6
女	5	11	8	9	33
合計	7	15	8	9	39

(3)職員構成 25名

施設長1 書記2(うち臨時1名) 栄養士1 調理員3
 児童指導員 5(幼児担当) 児童指導員1(臨時)(学童担当) 児童指導員4(うち臨時1名)
 保育士 11(幼児担当) 保育士6(学童担当) 保育士5(うち臨時1名)
 宿直補助員 1(パート:グループホーム)
 臨床心理士 1(非常勤)
 (各職兼務) 基幹的職員・家庭支援専門相談員・個別対応職員

(4)運営費 措置制度 国1/2 地方自治体1/2

- ①生活費 ・生活保護費に準ずる
- ・小中学生の生活費を基準にして食費、衣類、日用品、こづかい、余暇行事費
- ・他に 学令児 : 学校関係費(実費)
- 就学前児童: 生活費の加算・幼稚園費(就園奨励費差額)
- 中学生 : 部活動費・学習塾費(共に実費)
- 高校生 : 特別育成費
- ②人件費
- ③設備整備費 ※ 家具、電化製品は寄付に頼っている。

(5)教育関係 幼 児～新潟聖園マリア幼稚園
 小学生～青山小学校
 中学生～関屋中学校
 高校生～新潟市内の高校(向陽、西川竹園、吉田、翠江高)

(6)使用する部屋の構成(原則として)
 幼児) 1グループで6名2部屋
 学童) 原則として、1部屋につき小学生3名 中学生1～2名 高校生1名

(7)こづかい (月額) 幼 児 500円
 小学生低学年800円 小学生高学年1,000円
 中学生3,000円
 高校生5,000円

(8)行 事 (全体行事) お楽しみ会、クリスマス、送別会、交流会食
 (グループや少人数) 買い物、映画鑑賞、宿泊体験、その他

(9)生活の様子

日課と職員の動き

時 間	学 童	幼 児	職 員
	児童の活動	児童の活動	
6:15	起 床		<p>○起床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい朝を迎えられるように明るく声かけをする。 ・健康観察、カーテン、窓開け、寝具点検(夜尿等)・布団のたたみ方、入れ方の工夫 ・掃除のし方、順序を教える。確認、点検 <p>○朝食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間内にすませる。 ・好き嫌いのある子の盛り方を工夫する <p>○登園・登校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・忘れ物確認、服装の点検、挨拶、安全への声かけ <p>○環境整備(子どもがいない時にすること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掃除、各居室整理整頓(床、机、ベッド周り、整理タンス)、ガラス拭き、洗濯、衣類のアイロンかけ修繕等。記録の記載と整備・おやつ準備・入浴準備(脱衣所や浴室の点検とお湯を溜める)・衣類の準備(洋服、下着取替え)
6:30	朝のお祈り	起 床	
	掃 除 (配膳)	お 祈 り	
7:00	朝 食	洗 面	
7:20	後片付け	朝 食 登園準備 (幼稚園) 自由遊び	
8:00	登 校	幼稚園登園	
12:00	昼 食	(未就園児) おやつ排泄 昼食 午睡	
2:00	低学年下校	幼稚園降園	
3:00	おやつ 学 習	おやつ 自由遊び	
4:00	入 浴 低学年より	入 浴	
5:45	(配膳)	夕食	
6:00	夕 食 後片付け 学 習		<p>○食事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事やおやつは楽しくいただくようにする・好き嫌いのある子のおかずの盛り方を工夫する <p>○就寝</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心に眠りにつくことができるように、工夫する(読み聞かせやお話し添い寝等) ・健康点検(寝つき具合、夜尿、咳)・布団や毛布、タオルケットの掛け方に留意する。
8:00	低学年就寝	就寝	
9:00	高学年就寝		
10:00	中学生就寝		
	高校生就寝		

2. 児童養護施設としての課題

(1) 入所年齢時によって生じる生活の支障への対応が必要である。

乳幼児期から生活している子どもたちと、いろいろな生活をしてきた学齢期途中から入所してくる子どもたちの関わり方にギャップが生じやすい。

学齢期途中の入所の子どもは、特に入所前の生活と入所後の集団生活という施設生活に大きな差があり、戸惑いと慣れるまでの期間がかかる。

(2) 集団の中では、子ども一人ひとりへの個別支援がしにくい。

小規模少人数での生活支援が必要であるといわれているが、依然として集団生活であり、入所している子どもたちの一人ひとりにまで十分に行き届かない。

支援の基準が、約束等の遵守や集団行動ができるかできないかになる傾向があり、個々の成長に適っていないことが生じやすい。(建物の限界、子どもへの関わり方の限界)

そのため、以下の事業を実施している。

①小規模グループケア施設(グループホーム)

平成22年4月より青山5丁目に賃貸家屋を借り、専属職員3名と子どもたち7名で生活を始める。宿直補助員を雇用して運営している。

②家庭生活体験事業

子どもたちが家庭生活のイメージ作り体験する活動であり県の登録里親やボランティアの協力を得てホームステイを実施している。必要経費は実費補償される制度である。

(3)虐待により入所している児童が増え続けている。そのため、入所期間の長期化、心理や医療の必要な児童や家庭復帰困難な環境のため社会自立を余儀なくされる状況にある児童の増加している。

(4)進路について

ほとんどが高校進学を希望し、進学している。

しかし、高校卒業後さらに進学を希望する子どももいるが、必要な生活費や学費を自力では十分確保できない。

国基準の進学就職支度金では不十分であり、民間の助成制度の金額も低い。

(5)15歳以降の入所やアフターケア

15歳、18歳等年齢では区切れない生活を送ることが多く、施設で生活している時とは質の違う支援が必要である。平成24年12月より状況によっては措置延長できるようになった。しかし、社会生活や就労に関する支援が十分行き届いているとはいえない状況にある。

3. 子どもを支えるために大切なこと

(1)子どもが安心して寄り添える大人としての存在になること。

そのための関わりを積み重ねること。職員をはじめとして家族と先生、そして支援する関係者が、生活の中で出会う大人たちになり、子どもがいろいろなことを学べるようにする。

地域(団体・人)の中で、子どもも家族も孤立せず、お互いに支え育むことができるようにする。

(2)自己肯定感を育む、自尊感情を育てる。

子ども自身が自己肯定感をもてるように、叱ることをできるだけ少なくし教えることを多くするようにこころがける。

子どもたちがお互いに育ち合えるような仲間と場所と機会を大切にできるようにする。

「どうでもいい」「どうせ」と口にするのではなく、安心がもて、さらに自信をもてるようにする。

4. 統計資料

(1) 入所理由 (平成25年11月30日現在)

性別・年齢		未婚・離婚 +α	病 気 障 害	行方不明 死 別	虐待	その他	合 計
男	幼児・小学生				5		5
女	幼児	2			3		5
	小学生	1			6	2	9
	中学生		2		10	2	14
	高校生	2			3		5
合 計		5	2	0	27	4	38

(2) 家庭状況 (平成25年11月30日現在)

家族構成 (保護者)	両 親	一人親				祖父母、又は 祖父か祖母	その他	合 計
		実母	実父	継父	継母			
男	4	1					5	
女	10	19	2	2			33	
合 計	14	20	2	2	0	0	38	

家庭の状況よりお盆年末年始に家庭へ一時帰宅できない子どもが増えている。虐待ケースや親の所在地が一定していない、また家庭状況が入所当初より好転していない事が考えられる。

(3) 入所状況 平成19～24年度実績

	虐 待	精神疾患・障害	経済的理由	その他	計
幼児	9	4	1	4	18
小学生低学年	7	1		1	9
高学年	5				5
中学生	4			3	7
高校生					
計	25	5	1	8	39

(4) 退所状況 平成19～24年度実績

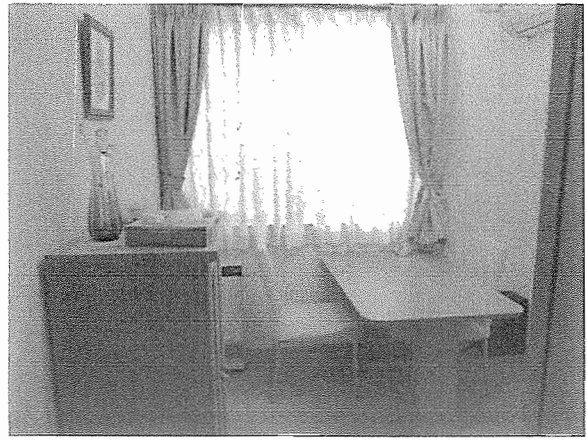
	家庭復帰	社会自立	施設変更	里親委託	その他	計
幼児	7		3			10
小学生低学年	5		1	3		9
高学年	1			2		3
中学生	1		2	1		4
高校生	6	4*	2		2※	14
計	20	4	8	6	2	40

*うち2名進学 ※その他の2名は児童相談所一時保護

社会福祉法人新潟カリタス会 新潟天使園



事務所(手前)と本体施設(奥)



心理室(事務所1F奥)



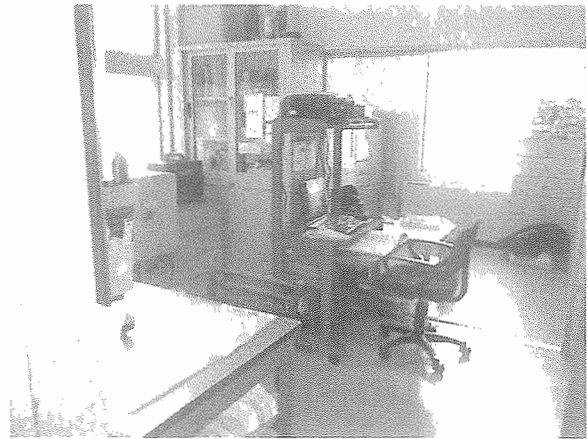
ホール(多目的スペース・遊戯療法実施)



本体施設1F



(本体施設) 1F児童居室



1F 医務室・保育士室



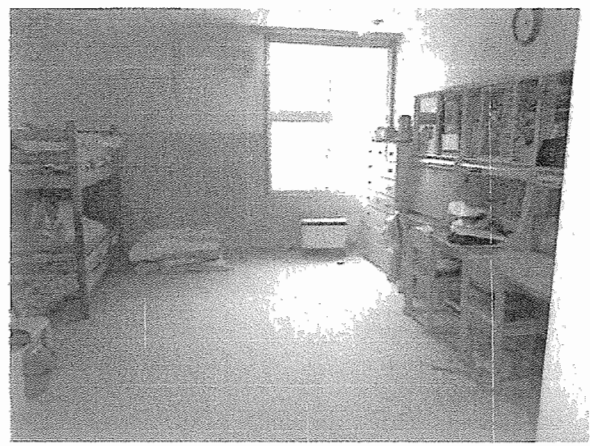
(本体施設) 2F 食堂



2F 団樂室(ひまわり室)



(本体施設) 2F 児童居室



2F 児童居室



2F 奥(自立訓練スペース)



2F 奥(自立訓練スペース)



(本体施設) 3F 多目的スペース:食事・団楽



3F 多目的スペース:食事・団楽



3F 児童居室(1人部屋)



3F 児童居室(2人部屋)



グループホーム(小規模グループケア事業)外観



グループホーム(小規模グループケア事業)居間



全体行事 お楽しみ会



海水浴の風景



ボランティア団体交流



食事の風景



招待



グループホーム誕生会

(乳児院) 聖母乳児院

ひとりでできるように手伝ってください

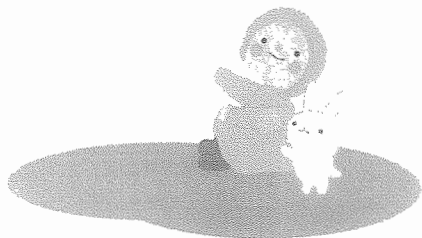
人間は、生まれた瞬間から「よりよく生きたい」という強いエネルギーを持っており、発達の最終目標である「自立」と「自律」に向かい、たえず成長していきます。私たち職員は、子ども一人一人の発達課題に即した人的及び物的環境を整え、よりよい発達の手助けをするよう努めます。(モンテッソーリより)

職員構成

院長 1 名、副院長 1 名、主任 1 名、書記 1 名
直接処遇職員 25 名 (保育士・看護師・児童指導員)
家庭支援専門相談員 1 名
個別対応職員 1 名、心理士 1 名
栄養士 1 名、調理員 2 名
パート職員 10 名
(洗濯業務・保育補助・調理補助)

年間行事

5 月……こどもの日
7 月……七夕
8 月……院外保育 (海の家)
9 月……消防署見学
11 月……七五三
12 月……クリスマス会
2 月……節分
3 月……ひなまつり
随時……百日お祝い・お誕生日会



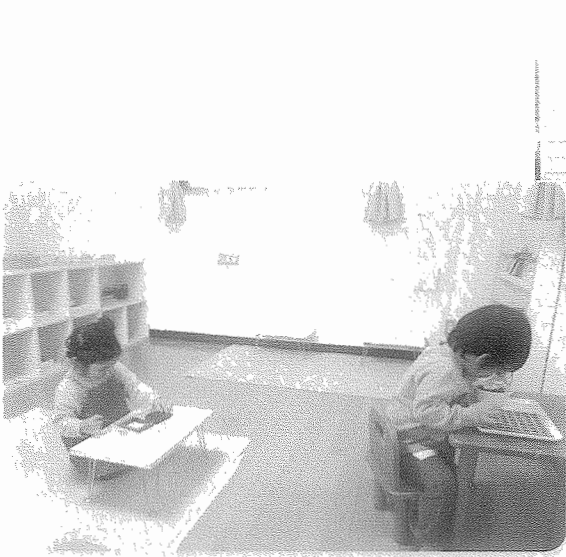
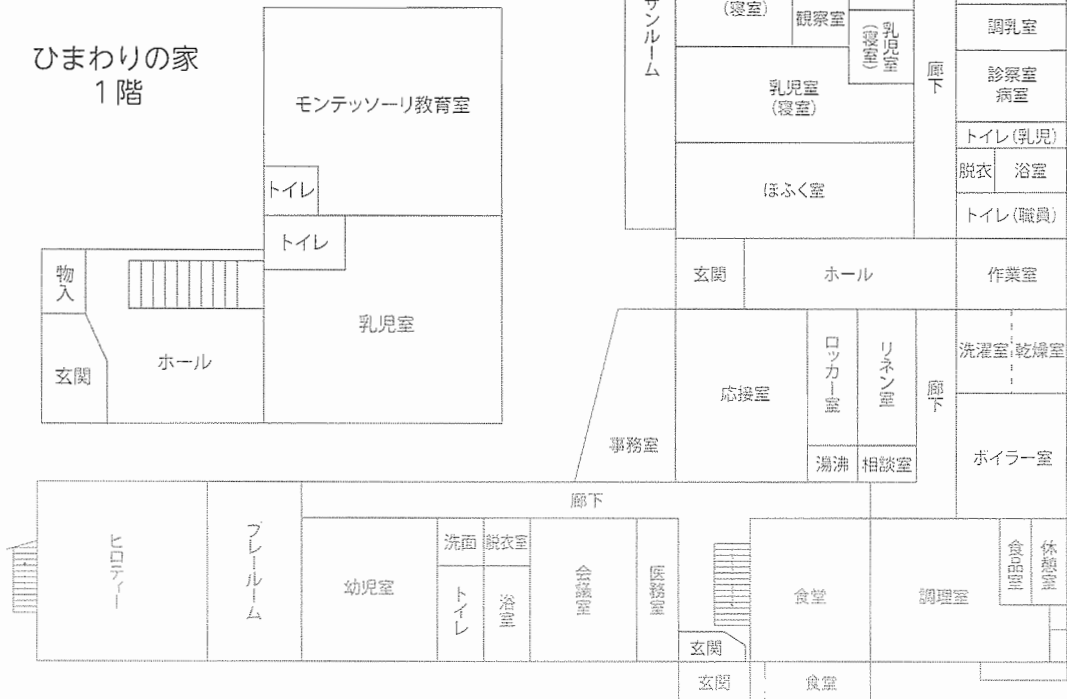
子ども達の 1 日の生活

	ベビークラス (0～1 歳)	ほし組 (1～3 歳)	つき組 (3 歳以上)
6:30		起床	起床
7:30	※ミルク・離乳食・睡眠は子どものリズムに合わせてすすめる	朝食	朝食
8:30		自由遊び	幼稚園児登園 未就園児自由遊び
11:30		昼食	昼食
13:30	沐浴・入浴	午睡	午睡
15:30		おやつ 入浴	おやつ 幼稚園児降園 自由遊び
17:30		夕食	夕食 自由遊び
19:30		就寝準備	入浴
20:30		就寝	就寝準備 就寝

1階 平面図

乳 児 院
 共 用
 養 護 施 設

ひまわりの家 1階



モンテルーム (感覚の練習)



ひまわりの家 (1階)
地域交流ホーム (2階)



ベビークラス (保育士のかかわり)



つき組 (食事のお手伝い)



ほし組 (ままごと遊び)

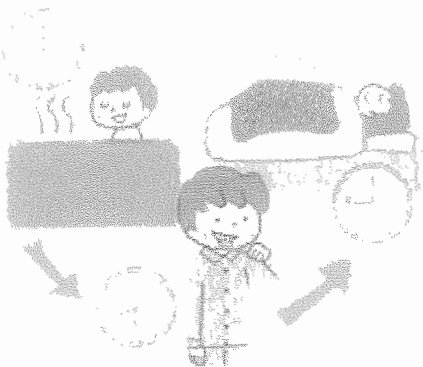
(児童養護施設) 聖母愛児園

愛に基づく子ども一人一人の人格の形成

私たち職員は、創始者の理念のもとにつけられた「カリタス」は「愛」であることを心に刻み、温かく、愛情に満ちた家庭的養護を目指して人的環境、物的環境を整え、健全な社会人としてふさわしい人格を形成できるよう努めます。

職員構成

園長 1 名、副園長 1 名、主任 1 名
 直接処遇職員 15 名 (保育士・児童指導員)
 家庭支援専門相談員 1 名
 個別対応職員 1 名、心理士 1 名
 書記 1 名、調理員 2 名
 パート職員 4 名 (宿直要員・養護補助員)



年間行事

4 月………進級進学お祝い会
 5 月………GW 日帰り旅行
 6 月………ボランティア交流会
 7 月………見附まつり
 8 月………宿泊旅行・キャンプ
 9 月………ハイキング
 10 月………紅葉がり・果物がり
 11 月………里親交流会
 12 月………クリスマス会
 1 月………正月お祝い会
 2 月………スキー旅行
 3 月………送別会・日帰り旅行

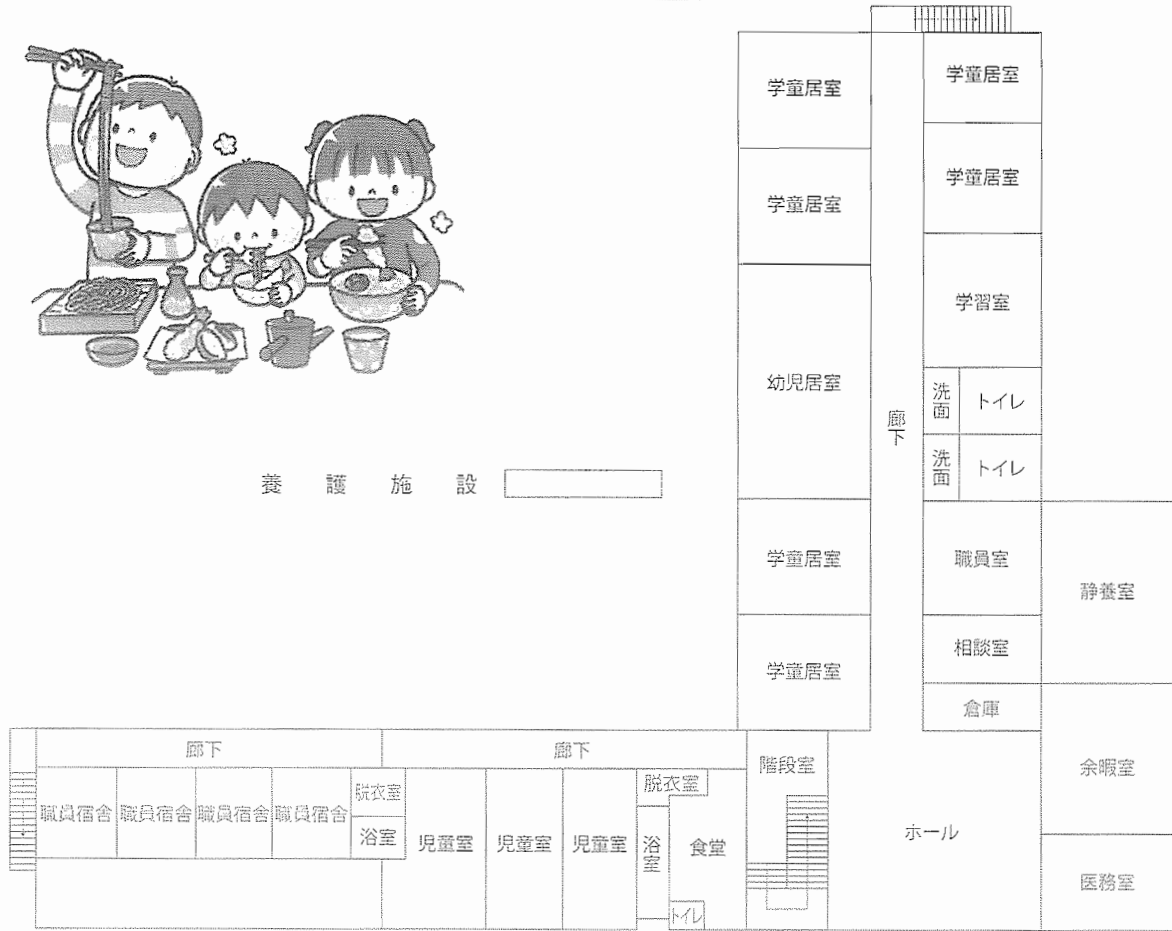
子ども達の 1 日の生活

平 日		休 日	
6:30	起床	7:30	起床
6:40	お祈り	7:40	お祈り
7:00	朝食	8:00	朝食
	洗面・歯磨き	9:00	御ミサ
7:45	学校登校	10:00	学習・TV・余暇
8:30	幼稚園登園	12:00	昼食
15:00	帰園・おやつ	15:00	おやつ
17:00	入浴	17:00	入浴
17:30	布団敷き	17:30	布団敷き
18:00	夕食	19:00	お祈り
19:00	お祈り		TV・余暇
	学習・TV・余暇	21:00	小学生就寝
21:00	小学生就寝	22:00	中高生就寝
22:00	中高生就寝		

2階 平面図



養 護 施 設



カリタスの家
(地域小規模児童養護施設)



あすなろの家
(小規模グループケア施設)



たいようの家
(小規模グループケア施設)



おたのしみ会



そうめん流し
(ボランティア交流会)



バーベキュー
(ボランティア交流会)

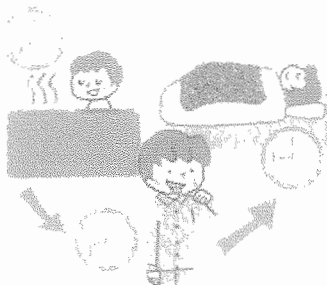
(児童養護施設) 新潟天使園

沿革・概要

前身	社会福祉法人聖心の布教姉妹会 児童養護施設 聖園天使園
昭和9年	新潟市西大畑にベビーホームとして開設
昭和23年4月	児童福祉法制定に伴い、社会福祉法人聖心の布教姉妹会 児童養護施設 聖園天使園として認可
昭和33年3月	定員変更 40名
昭和39年5月	新潟市青山（現在 新潟市西区青山）に新築移転
平成19年3月31日	社会福祉法人新潟カリタス会へ移管により廃園
平成19年4月1日	社会福祉法人新潟カリタス会児童養護施設「新潟天使園」認可

職員構成

園長 1名、主任 1名、書記 1名
 直接処遇職員 15名 (児童指導員・保育士・非常勤 2名)
 心理士 2名 (非常勤 1名)
 栄養士 1名、調理員 3名 (非常勤 2名)
 宿直要員 (非常勤) 2名



年間行事

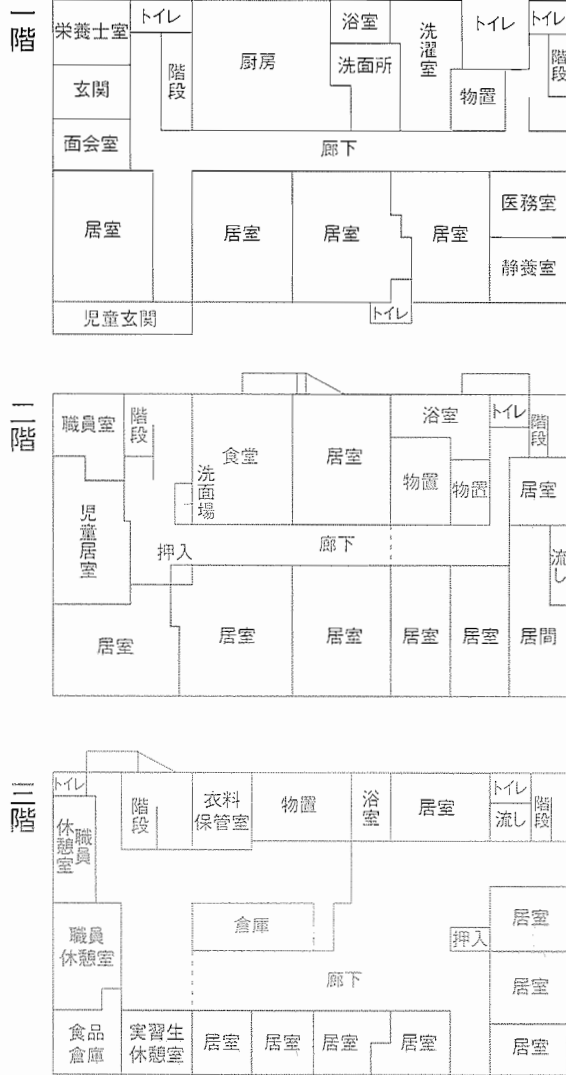
4月…一斉清掃・花文字花壇作り (地域行事参加)
 5月…交流会
 6月…社会体験
 7月…ボランティア交流会
 8月…新潟まつり民謡流し参加・宿泊行事
 9月…教会バザー参加
 10月…お楽しみ会 (地域交流行事)
 11月…社会体験
 12月…クリスマス会
 1月…宿泊体験
 2月…社会体験
 3月…送別会

子ども達の1日の生活

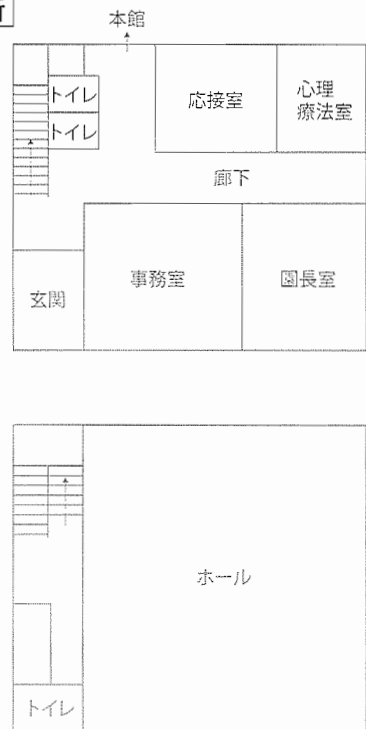
平日		休日	
6:30	起床・お祈り	7:00	起床・お祈り
7:00	朝食	7:30	朝食
7:30	学校登校	9:00	教会学校 (日曜日)
8:30	幼稚園登園	10:00	学習・TV・余暇
14:10	幼稚園帰園	12:00	昼食
14:30	おやつ	15:00	おやつ
15:00～	小中高生帰園	15:30～18:00	入浴
15:30	おやつ	18:00	夕食
15:30～18:00	入浴・学習	19:00	TV・余暇
18:00	夕食	20:00	幼児就寝
19:00	学習・TV・余暇	21:00	小学生就寝
20:00	幼児就寝	22:00	中高生就寝
21:00	小学生就寝		
22:00	中高生就寝		

平面図

本園



事務所



にじの家 (小規模グループケア施設)



おたのしみ会

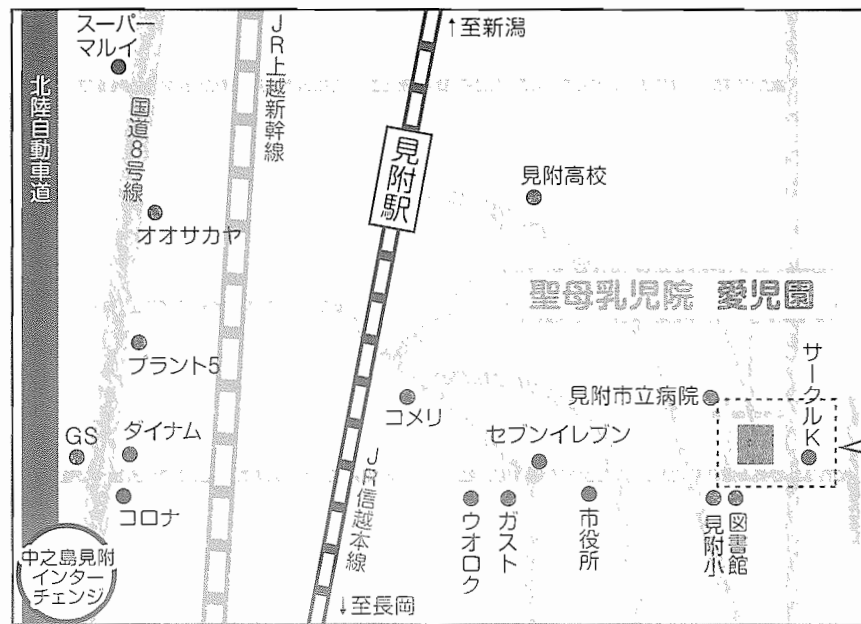


にじの家の余暇 (何してるの?)



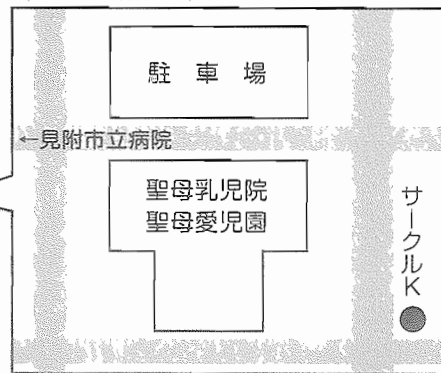
幼児誕生日会

交通のご案内



【JR】信越本線見附駅下車徒歩25分
(バス・タクシー5分)
【自動車】北陸自動車道中之島見附I.C
国道8号線より10分

駐車場のご案内

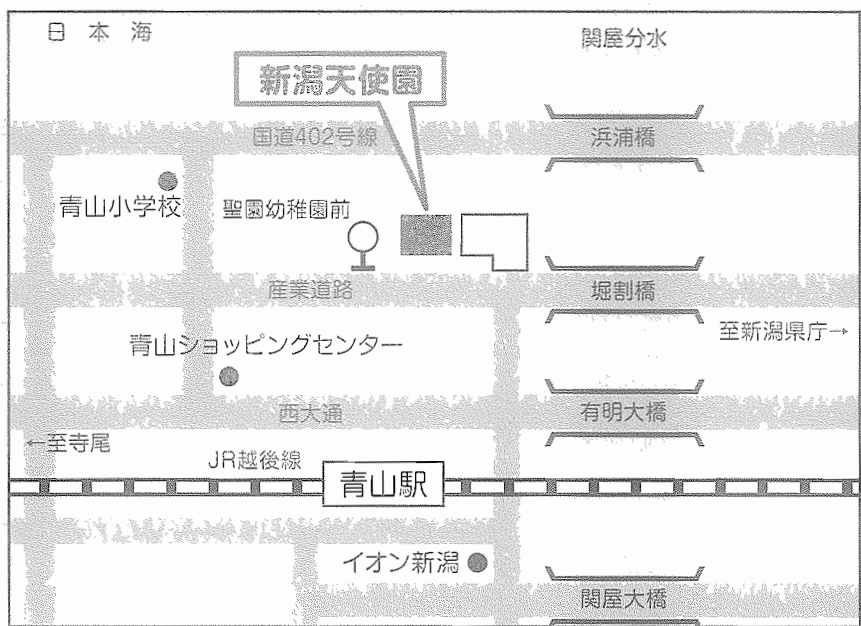


社会福祉法人新潟カリタス会

聖母乳児院・聖母愛児園



新潟天使園



【バス】※新潟駅前発
有明線(402号線)有明經由内野行上新栄町行
「聖園幼稚園前」下車徒歩2分
小針線(116号線)内野大学行
「浦山6区」下車徒歩10分

※新潟天使園は駐車場がございませんので、
なるべく交通機関をご利用下さい。

児童相談所のご案内

新潟県	中央児童相談所	〒950-0121	新潟市江南区亀田向陽4-2-1	☎025-381-1111
	長岡児童相談所	〒940-0865	長岡市四郎丸町237	☎0258-35-8500
	上越児童相談所	〒943-0807	上越市春日山町3-4-17	☎025-524-3355
	新発田児童相談所	〒957-8511	新発田市豊町3-3-2	☎0254-26-9131
	南魚沼児童相談所	〒949-6623	南魚沼市六日町620-2	☎025-770-2400
	佐渡地域福祉センター	〒952-1555	佐渡市相川2丁目浜町20-1	☎0259-74-3390
新潟市	新潟市児童相談所	〒951-8133	新潟市中央区川岸町1-57-1	☎025-230-7777

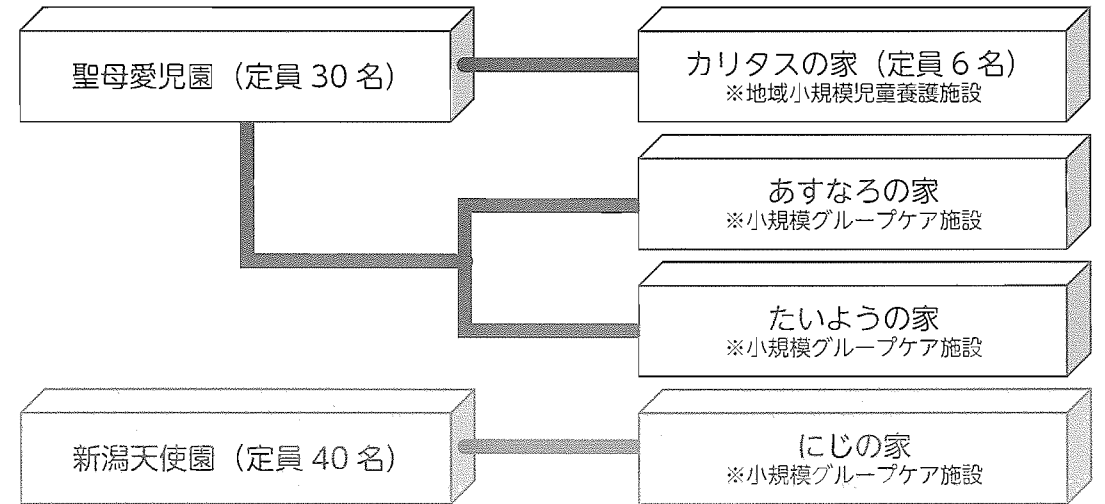
【乳児院】	聖母乳児院	☎0258-62-7711
		fax/0258-62-3768
		〒954-0052 見附市学校町2丁目14番4号
		E-mail: ubi.caritas@lime.plala.or.jp
【児童養護施設】	聖母愛児園	☎0258-62-0851
		fax/0258-62-3768
		〒954-0052 見附市学校町2丁目14番4号
		E-mail: ubi.caritas@lime.plala.or.jp
	新潟天使園	☎025-266-6253
		fax/025-266-6320
		〒950-2002 新潟市西区青山6丁目10番15号
		E-mail: tensi0741tulipaoyama@song.ocn.ne.jp
【放課後児童健全育成事業】	あすなる児童クラブ	☎0258-62-0851
		〒954-0052 見附市学校町2丁目14番4号
【法人本部】	社会福祉法人新潟カリタス会	☎0258-62-0851
		fax/0258-62-3768
		〒954-0052 見附市学校町2丁目14番4号
		E-mail: ubi.caritas@lime.plala.or.jp

事業内容

児童養護施設

(第1種社会福祉事業)

❖施設名称…



児童養護施設とは、児童福祉法第41条に規定された児童福祉施設の1つです。児童養護施設は保護者の離婚や病気、養育困難、虐待されている児童、その他不適切な環境により養護を必要とする児童を入所させ、あわせてその自立を支援することを目的とする施設です。

❖対象年齢… 2才～18才

❖入所理由… 父母の病気、経済的理由、虐待、養育困難、その他

❖退所先… 家庭引取り、就職、進学、他施設へ変更、里親委託

❖費用負担… 児童福祉法により、入所児童の育成にかかる費用は、国と県の公費負担により運営されます。保護者負担金は所得金額等により発生することありますが、負担金の決定は児童相談所が行い県知事宛支払うこととなります。

乳児院

(第1種社会福祉事業)

❖施設名称… 聖母乳児院 (定員 35名)

乳児院とは、児童福祉法第37条に規定された児童福祉施設の1つです。乳児院は、保護者の離婚や病気、養育困難、虐待されている乳幼児、その他不適切な環境により、家庭で育てることが困難なときにお預かりし、養育を支援する施設です。

❖対象年齢… 0歳から概ね2～3歳まで。特に必要がある場合は就学前まで。

❖入所理由… 父母の病気、経済的理由、虐待、養育困難、その他

❖退所先… 家庭引き取り、他施設へ変更、里親委託

❖費用負担… 児童福祉法により、入所児童の育成にかかる費用は、国と県の公費負担により運営されます。保護者負担金は所得金額等により発生することありますが、負担金の決定は児童相談所が行い県知事宛支払うこととなります。

放課後児童健全育成事業

(第2種社会福祉事業)

❖施設名称… あすなろ児童クラブ (定員 70名)

放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の2第2項に規定された児童福祉施設の1つです。保護者が労働等により、児童が授業の終了後、保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び、および生活の場を与えて健全な育成を支援することを目的とします。

❖対象年齢… 概ね小学1年生～3年生

❖費用負担… 利用料、保険料、おやつ代 (実費)

新潟カリタス会理念

キリスト教的人間観に則り個人は外見上有用無用によらずすべて神から愛されて生を受け一人一人に固有の使命が託されていることを基本理念とします。

役員構成

理事長… 1名

理事… 6名

評議員… 15名

監事… 2名

法人の沿革

昭和30年8月1日	個人立『聖母愛児園』(養護施設) 創立 定員24名
昭和33年10月1日	定員変更30名
昭和52年8月25日	法人登記完了
昭和53年3月31日	社会福祉法人新潟カリタス会認可 聖母愛児園(養護施設) 定員30名 聖母乳児院(乳児院) 定員30名
昭和56年3月31日	アフターケア施設『あすなろの家』竣工
昭和61年11月30日	聖母愛児園体育館竣工
平成元年2月20日	地域交流ホーム『ひまわりの家』竣工
平成10年4月1日	第2種社会福祉事業『あすなろ児童クラブ』開設
平成14年4月1日	地域小規模児童養護施設『カリタスの家』開設
平成15年4月1日	小規模グループケア施設『元町の家』開設
平成16年6月10日	聖母愛児園・聖母乳児院 駐車場整備
平成16年10月1日	聖母愛児園 定員変更36名
平成18年2月1日	聖母乳児院 定員変更35名
平成19年4月1日	新潟天使園(児童養護施設) 開設 定員40名
平成21年4月1日	小規模グループケア施設『あすなろの家』開設
平成22年4月1日	小規模グループケア施設『にじの家』開設
平成23年3月10日	小規模グループケア施設『たいようの家』竣工
平成23年3月10日	『元町の家』閉鎖

施設の理念・基本方針

聖母乳児院

<<理念>>

カトリック精神である「いと小さき者への愛と、モンテッソーリ教育法により「ひとりのできるように手をかして」を指針として、社会的養護を必要としている乳幼児に対し、家族や地域社会、関係機関と協働しながら利用者の権利擁護と、最善の利益を考慮するとともに、一人ひとりの発達にあった支援をし、心身ともに健やかに育成されるよう最適な福祉サービスの提供に努めます。

基本方針

- 1、「個」の確立
- 2、社会性の確立
- 3、信頼関係、愛着関係の確立
- 4、モンテッソーリ教育の推進
- 5、家庭、地域社会、関係機関との連携

聖母愛児園

<<理念>>

児童憲章を基本とし、カトリック精神に基づいて、子ども一人ひとりが健やかに成長できるよう、子どもの権利を擁護し、安心した気持で生活できるよう支援に努めます。また、地域社会のニーズを把握し、関係機関と連携を図りながら福祉サービスの提供に努めます。

基本方針

- 1、個別化の支援
- 2、社会性の確立
- 3、信頼関係の確立
- 4、モンテッソーリ教育法の重視
- 5、家庭、地域社会、関係機関との連携

新潟天使園

7. 子ども・子育て新制度と社会的養護

- 平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法では、市町村が虐待を受けた児童等の要保護児童も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とした事業を行うとともに、都道府県が、社会的養護など、専門性の高い施策を引き続き担うため、都道府県の設置する児童相談所を中心とする仕組みを現在と同様に維持することにしている。
- 同法では今後、市町村と都道府県との連携を確保するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、社会的養護などの都道府県が行う専門的な施策との連携に関する事項を記載するよう努めること、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」では、要保護児童等に関する専門的な知識・技術を必要とする支援、支援のために必要な市町村との連携に関する事項を記載することになっている。
- 児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進

